

2009年6月19日

各位

みずほ証券株式会社

顧客資産の分別管理に関する検証業務について

当社は、金融商品取引法第43条の2第3項に基づき、顧客資産の分別管理の状況に係る分別管理監査(検証)として、新日本有限責任監査法人による、日本公認会計士協会の定める業種別委員会報告第40号「金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて」(以下「実務指針」という。)に準拠した、平成21年3月31日現在の顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務を受けました。

ただし、当該検証業務には、実務指針に示されているように、試査の適用、内部統制の限界等の理由により固有の限界があります。

当該検証業務は、平成21年3月31日時点のみを対象として実施されたものであり、それ以外のいかなる時点に対して何ら結論の報告を受けるものではありません。

また、当該検証業務は、金融商品取引法第43条の2第3項に基づき、顧客資産の分別管理の状況に係る検証として当社と日本証券業協会の利用に供することを目的として行われたものであり、その他の第三者の利用を目的としたものではありません。したがって、検証業務を実施した新日本有限責任監査法人は、当社と日本証券業協会以外の第三者に対し、新日本有限責任監査法人の帰責事由の有無を問わず、何らの責任を負うものではありません。

以上